令和８年 10 月６日作成

令和９年４月入学予定者用

入学料・前学期授業料免除（高等教育の修学支援新制度）申請要項

【学部１年次入学予定者対象】（私費外国人留学生以外）

―はじめに―

◆公平・公正を期するため、入学料・授業料免除等の申請期限は厳守ください。**いかなる理由であっても、申請期限後の申請は一切受け付けません。**

◆入学料・授業料免除等申請後に不備、不足書類があった場合、書類の再提出を依頼することがあります。**大学の指定する再提出期限を厳守してください。**

◆入学料・授業料免除等申請の申請者は学生本人です。本学を卒業後、就労の場や生活の場では様々な手続きを自ら行うことが求められます。皆さんの自立性を促すため、本免除等申請はご自身で行ってください。保護者等、学生の皆さん以外の人による提出、質問、お問い合わせは原則としてご遠慮いただきますよう、よろしくお願いします。

－ 目 次 －

（１）制度の概要 ・・・ 2

（２）申請資格・選考基準 ・・・ 2

（３）申請手続 ・・・ 6

（４）選考結果の通知・授業料等の納入 ・・・ 8

（５）免除の取消 ・・・ 8

（６）その他 ・・・ 8

Web 入力手引き

＜問合せ窓口・提出先＞

〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町１番地

京都工芸繊維大学　学生支援・社会連携課経済支援係（土日及び祝日を除く 8:30～17:00）

℡ 075（724）7143/7150

E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

※申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。
上記からの連絡には応答するようにしてください。

（１）制度の概要

高等教育の修学支援新制度とは、入学料減免、授業料減免と日本学生支援機構による給付型奨学金がセットになった制度です。日本学生支援機構給付奨学金の判定に基づき、入学料及び授業料の「全額」、「３分の２」又は「３分の１」が免除され、併せて給付型奨学金が支給されます。学業基準、家計基準等の要件を満たす人全員について、入学料及び授業料が減免され、給付奨学金が支給されます。

本学では、**「高等教育の修学支援新制度」の対象とならない人に対する入学料減免制度、授業料減免制度はありません。**

★令和７年度から開始している多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等について
令和７年度より多子世帯については授業料等が「全額」免除となります。（詳細は URL 参照）
https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/kyufu/

※本制度を受けるためには、「日本学生支援機構給付奨学金」に関する手続が別途必要です。(6 ページ参照)

※高等教育の修学支援新制度については下記の日本学生支援機構の HP もご確認ください。
・新制度の概要…　https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html
・支援区分の確認（進学資金シミュレーター）…　https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

（２）申請資格・選考基準

高等学校等在学時に「日本学生支援機構給付奨学金」（高等教育の修学支援新制度）へ予約採用申請し、既に採用候補者として決定している人は、申請資格、家計基準、学業基準を満たしています。

入学後に本学で申請予定の人は、以下の申請資格、家計基準、学業基準を確認のうえ、申請してください。

※申請資格・選考基準については下記の日本学生支援機構の HP もご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html

申請資格

以下（１）、（２）のいずれにも該当する人

（１）大学への入学時期等に関する資格
以下のいずれかに該当する人
・高校等を卒業した翌年度末から２年以内に大学へ入学した人
例）　○　令和７年３月高校卒業→令和９年４月に本学へ入学
×　令和６年３月高校卒業→令和９年４月に本学へ入学
・高卒認定試験受験資格を有した年度（16 歳となる年度）から 5 年を経過しない間に高卒認定試験に合格し、合格後２年以内に大学へ入学した人
・個別の入学資格審査を経て大学へ入学を認められた場合、入学時の年齢が 20 歳以下の人

（２）国籍・在留資格に関する資格
以下のいずれかに該当する人
・日本国籍を有する人
・法定特別永住者
・在留資格が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
・在留資格が、「定住者」で、日本に永住する意思があり、永住者に準ずると本学が認めた人

家計基準

申請者とその**生計維持者（注）**について、3～4 ページの＜収入基準＞、＜資産基準＞のいずれも満たすこと。

（注）「生計維持者」の考え方について

父母がいる場合は、原則として**父母（2 名）**が「生計維持者」となります。

その他の主な事例における生計維持者の考え方は以下のとおりです。

主な事例	生計維持者
父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合(「離婚等」には、離婚調停中、DV による別居中、又は未婚の場合なども含みます。)	父又は母（1 名）
申請者が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合	父母（2 名）
離婚（又は死別）した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、申請者と再婚相手が同一生計の場合（養子縁組の有無は問いません）	父又は母とその再婚相手（2 名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができず、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合	父母以外の主たる支援者（1 名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合	申請者（1 名）
社会的養護を必要とし、18 歳となるまで児童養護施設等に入所している（いた）場合	申請者（1 名）

生計維持者の考え方については下記 HP もご参考ください。

〇日本学生支援機構 HP「生計維持者について」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html

＜収入基準＞

申請者及び生計維持者について、以下の基準を満たすこと。

区分	収入基準	授業料減免額
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の市町村民税所得割が**非課税**（※1）	全額免除
第Ⅰ区分 **(多子世帯)**※3		
第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の「支給額算定基準額」（※2）の合計が **100 円以上 25,600 円未満**	2/3 免除
第Ⅱ区分 **(多子世帯)**※3		全額免除
第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の「支給額算定基準額」（※2）の合計が **25,600 円以上 51,300 円未満**	1/3 免除
第Ⅲ区分 **(多子世帯)**※3		全額免除
第Ⅳ区分 **(多子世帯)**※3	申請者と生計維持者の「支給額算定基準額」（※2）の合計が **51,300 円以上 154,500 円未満**	全額免除
多子世帯※3	**所得制限なし**	

（※1）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2）**支給額算定基準額(a)＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）(b)（100 円未満切り捨て）**

(a) 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が 0 円となります。

(b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額＋調整額）に 4 分の 3 を乗じた額となります。

（※3）多子世帯とは、生計維持者が扶養する子の数が 3 人以上である世帯です。

―収入基準の確認方法―

〈方法 1〉日本学生支援機構のシミュレーションサイトを利用する。

https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/（シミュレーション結果はあくまで目安です。）

〈方法 2〉市区町村で「課税標準額」「調整控除額」「税額調整額」が記載された課税証明書を取得し、自身で支給額算定標準額を算出して確認する。（支給額算定基準額を算出するための「課税標準額」「調整控除額」「税額調整額」は、課税証明書や所得証明書に必ず記載されているものではありません。）

◆海外居住者等の所得判定について

生計維持者が海外に居住している場合等、日本国内で住民税が課税されていない場合は、生計維持者の所得証明書類等により判定します。海外居住者等の所得判定のための提出書類については、入学後（4 月予定）、日本学生支援機構給付奨学金の申請時に提出いただきます。

◆家計急変者の所得判定について

下記の（A）～（E）のいずれかの事由より家計が急変し、収入が減少した場合、家計急変後の収入状況が申請時における最新の住民税情報に反映されないため、当該家計急変した生計維持者については、申請時における収入から推算した年間所得額により判定します。

（A）生計維持者が**死亡**

（B）生計維持者が**事故又は病気**により、半年以上就労が困難な場合

（C）生計維持者が**失職**した場合（非自発的失業*に限る。）

（＊非自発的失業とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コードのいずれかに該当する場合をいう。）

離職理由	コード
解雇（1B 及び 5E※に該当するものを除く）	1A (11)
天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇	1B (12)
特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）	2A (21)
特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年未満等更新明示あり）	2B (22)
特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間 3 年未満等更新明示なし）	2C (23)
事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職	3A (31)
事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職	3B (32)
正当な理由のある自己都合退職（3A、3B 又は 3D に該当するものを除く）	3C (33)
特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 6 月以上 12 月未満）	3D (34)

※「（5E）被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

（D）生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当

ⅰ）上記（A）～（C）のいずれかに該当

ⅱ）被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

（E）本人が**父母等による暴力等から避難**するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった場合

＜資産基準＞

申請者と生計維持者の資産額（※）の合計が **5,000 万円未満（多子世帯に該当する場合は 3 億円未満）**であること

※**資産**：現金や預貯金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、有価証券を含む）の合計額。土地等の不動産は含みません。なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

学業基準

◆令和９年度申請に係る学業基準（前学期分・後学期分共通）

以下の（1）～（5）のいずれかに該当する場合に、学業基準を満たしていると判断します。

（１）高等学校等在学時に「日本学生支援機構給付奨学金」（高等教育の修学支援新制度）へ予約採用申請し、既に採用候補者として決定していること

（２）高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であること

（３）入学試験の成績が上位２分の１以上であること

（４）高卒認定試験の合格者であること

（５）将来、社会で自立し、及び活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

◆（参考）令和 10 年度以降の継続に係る学業基準

令和９年度に「高等教育の修学支援新制度」の対象者として認定された人は、毎年学年末に学業成績の判定を行います。

学年末の学業成績が、下表「廃止」区分の「学業成績の基準」の**いずれかに該当**する場合、学業基準を満たしていないと判断され、**翌年度以降、支援を受けることができません。**

（例：1 年次学年末時点の修得単位数が 20 単位→2 年次以降、支援の対象外）

また、学年末の学業成績判定において、下表の「警告」区分の「学業成績の基準」に**連続で該当した**人は、学業基準を満たしていないと判断され、**翌年度以降、支援を受けることができません。**

（例：1 年次学年末の GPA 順位が下位４分の１（「警告」1 回目）
2 年次学年末の出席率が 8 割以下（「警告」2 回目）→3 年次以降、支援の対象外）

<table>
<tr><th>区分</th><th>学業成績の基準</th></tr>
<tr><td>廃止</td><td>・3 年次学年末時点で卒研未着手など、修業年限で卒業できないことが確定した場合
・修得した単位数の合計が下表以下であること
<table>
<tr><th></th><th>単位数</th></tr>
<tr><td>1 年次　学年末時点</td><td>20 単位</td></tr>
<tr><td>2 年次　学年末時点</td><td>40 単位</td></tr>
</table>
・履修科目の授業への出席率が 6 割以下であること
・次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること※</td></tr>
<tr><td>警告</td><td>・修得した単位数の合計が下表以下であること
<table>
<tr><th></th><th>単位数</th></tr>
<tr><td>1 年次　学年末時点</td><td>23 単位</td></tr>
<tr><td>2 年次　学年末時点</td><td>46 単位</td></tr>
</table>
・所属課程内における GPA 順位（単年度）が下位４分の１の範囲に属すること
・履修科目の授業への出席率が 8 割以下であること</td></tr>
</table>

※2 回目の「警告」の理由が、「所属課程内における GPA 順位（単年度）が下位４分の１の範囲に属すること」のみによる場合は「**停止**」となります。この場合、「停止」後最初の適格認定（学業）において、「警告」又は「廃止」に該当しない場合は、次の学年（修業年限内に限る）から再度支援を受けることが可能です。

（３）申請手続

申請資格、家計基準等の要件を確認した上で、入学手続時に仮申請を行い、その後本申請を行ってください。また、入学後、日本学生支援機構給付奨学金に関する手続（予約採用者は進学届等の提出、それ以外は新規申請）が必要です。下記を確認し必ず手続してください。

※**仮申請又は本申請のみでは申請手続は完了しません。**入学後に給付奨学金に関する手続を行わなかった場合、高等教育の修学支援新制度の審査対象となりません。

Ⅰ.高校等で予約採用に申請し、高等教育の修学支援新制度の奨学生採用候補者として決定している人	**Ⅱ.高等教育修学支援新制度に本学で新規に申込を行う人**

仮申請　入学料及び前学期授業料免除（入学手続時）

入学料は納入せず、入学手続期間内に Web 入学手続により「入学料免除または入学料徴収猶予を申請する」を選択し、登録してください。（「仮申請」は Web 登録のみです。）

自身の入学手続期間、Web 入学手続の詳細については合格通知と合わせて案内する「入学手続及び入学案内」をご確認ください。

本申請　入学料及び前学期授業料免除（３月）

申請期間・申請方法等の詳細は、次項の**本申請手続**を確認してください。

進学届等の提出給付奨学金（４月）

「奨学生採用候補者決定通知」等、本学が指定する書類を提出後、インターネット入力により「進学届」の提出が必要です。詳細は、決定次第学生情報ポータル及び大学 HP に掲載しますので、各自確認してください。

新規申請　給付奨学金（４月）

令和 9 年４月に大学で実施予定の新規申請に申請が必要です。詳細は、決定次第学生情報ポータル等掲載しますので、各自確認し、申請してください。

高等教育の修学支援新制度申請完了

（各情報掲載ページ URL）

○学生情報ポータル（入学後に閲覧可）（https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/）

○大学 HP（授業料免除）（https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/zenkijyugyoryo_gakubu/）

○大学 HP（進学届）（https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/jassoscholarship/shingakubu/）

○大学 HP（給付奨学金）（https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/jassoscholarship/gakubu_kyufu/）

＜申請にあたっての注意事項＞

・申請期間は厳格に取り扱います。申請期間後の申請は受け付けません。

・申請書類提出後に、申請理由等を明らかにするために照会や追加書類の提出を指示することがありますので、連絡を受けた場合は速やかにご対応ください。

・**入学手続きをした後に、入学辞退をした場合は、「高等教育の修学支援新制度」の申請も辞退したものとなりますので、直ちに入学料を納入していただきます。**

本申請手続

申請には、**「1.Web 入力」と「2.申請書類提出」の両方**が必要です。必ずそれぞれの申請期間内に Web 入力と申請書類提出を完了してください。

＜申請の流れ・期限＞

申請書類提出は、①窓口持参、②郵送いずれかの方法により提出してください。

手順	方法・受付場所	期間	注意事項
1.Web 入力	Web 入力画面 《1.Web 入力》を参照	3 月 1 日（月）8：30 ～ 3 月 24 日（水）**17：00【厳守】** ※日本時間	※Web 入力は土日祝日も**入力可** ※郵送で申請書類を提出する場合は**最終日 17 時必着【厳守】** ※郵送する際は必ず**書留等追跡可能な形式で提出**してください ※窓口持参は平日 **8：30～17:00 の間に限る**
2.申請書類提出	窓口持参　又は　郵送		

《1.Web 入力》

本要項の最終ページ以後の Web 入力手引きを参照のうえ情報を入力してください。Web 入力画面には Web 入学手続サイトからアクセスしてください。（Web 入学手続サイトの URL は合格通知と合わせて案内する書類にて確認してください。）

注意事項

・申請者側の PC・ネットワーク環境の不備により Web 入力が完了しなかった場合の責任は一切負えませんので、余裕をもって Web 入力を完了させてください。

・Web 入力期限は令和 9 年 3 月 24 日（水）17：00（日本時間）です。たとえ登録中でも締切時刻になれば申請システムは終了し、以後は登録できません。**「一時保存」では登録が完了していませんので、必ず Web 入力期限までに「登録」まで行ってください。**

・Web 入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）は Web から内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、令和 9 年 3 月 26 日（金）17：00 までに学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

《2.申請書類提出》

Web 入力完了後、ダウンロードした申請書等（①～②）を A4 サイズで印刷し、該当する場合は③の書類と併せて提出してください。

NO.	申請書類	対象者
①	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A 様式 1）	全員
②	学習計画書	全員
③	日本学生支援機構給付奨学金予約採用候補者決定通知（写）	予約採用候補者のみ

注意事項

・web 入力のみでは申請は完了しません。必ず申請書類一式を提出してください。
・窓口に提出する場合、封筒に封入する必要はありません。必要書類のみ持参してください。
・郵送により提出する場合は、必ず書留等追跡可能な形式で提出してください。追跡可能な形式以外で提出した場合、書類の未着・紛失等について、大学は一切責任を負いません。また、申請期間最終日の 17 時以降に届いた書類は受け付けられません。

（４）選考結果の通知・授業料等の納入

＜選考結果の通知＞

・通知予定日

令和９年７月下旬頃（注）

（注）結果通知時期は現時点での予定です。確定次第、学生情報ポータルで結果通知日をお知らせします。

・通知方法

学務課 HP からダウンロード

①結果通知期間中に学務課 HP（https://portal.student.kit.ac.jp/ead/）＞「マイページ」＞「各種申請」の「入学料・授業料免除等申請」＞「免除等結果通知」の詳細確認からダウンロードしてください。

②①に加えて、免除判定結果が不許可又は一部免除の人は、上記ページの「授業料の納付方法の通知出力」から、納付方法についての通知をダウンロードし、納付額や納付期限を確認してください。（ただし、複数の免除制度に申請した方で、ひとつでも判定結果が未確定の制度がある場合は、すべての結果が確定するまで授業料の徴収は猶予されるため、納付方法についての通知は出力されません。）

＜入学料及び前学期授業料の納入＞

・高等教育の修学支援新制度の申請結果が不許可となった人又は一部免除となった人は、入学料及び前学期授業料の全部もしくは一部を大学が指定する期日までに納入しなくてはいけません。※期日までに入学料を納入しない場合は除籍となります。
・高等教育の修学支援新制度（すでに支援区分が決定している予約採用者を含む）を申請した人は、上記の選考結果の通知があるまでは、入学料及び前学期授業料の徴収が猶予されます。本学から納入依頼の文書が届いても、入学料及び授業料を納入しないでください。

（５）免除の取消

下記のいずれかに該当する場合は、免除の決定後でも許可を取り消します。許可を取り消された場合、減免された入学料及び授業料（最大１年分）の全額を大学が指定する期日までに納入しなければいけません。

・偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明したとき
・学業成績が著しく不良となったと認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないと認められるとき（授業料のみ）
・退学又は停学（３月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けたとき（授業料のみ）

（６）その他

・休学中は高等教育の修学支援新制度による授業料減免の効力が停止しますので、学期途中に休学した場合、当該休学期間に係る授業料の納入が必要な場合があります。
・高等教育の修学支援新制度等に関する各種情報は、学生情報ポータルに掲載しますので、定期的に確認するようにしてください。（学生情報ポータル（入学後に閲覧可）
https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/）
・申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡をすることがあります。手続き上の不利益を被ることのないよう、学生支援・社会連携課経済支援係の連絡先を予め登録しておく等、大学からの連絡が取れる状態にしておいてください。

前学期用（学部生）

国立大学法人　京都工芸繊維大学

Web入力手引き

学生支援・社会連携課経済支援係　令和8年6月8日

目次

1.Web入力画面アクセス方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1-1.新入生（4月入学予定者） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1-2.在学生 ・・ 5

2.Web入力方法 ・・ 6
2-1.高等教育の修学支援新制度（新規申請） ・・・・・・ 7
2-2.高等教育の修学支援新制度（継続申請）【在学生のみ】 ・・12
2-3.入学料・授業料徴収猶予申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

3.申請書類の提出
3-1.高等教育の修学支援新制度（新規申請） ・・・・・・ 22
3-2.入学料・授業料徴収猶予申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

4.提出先・問合せ窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

1.Web入力画面アクセス方法

新入生（4月入学予定者）

↓

Web入学手続サイト

↓

4ページへ

在学生

↓

学務課HP（マイページ）

↓

5ページへ

1.Web入力画面アクセス方法
1-1.新入生（4月入学予定者）

①Web入学手続サイトにログイン

合格者に送付する書類（入学手続について）に記載のURLにアクセス、入学区分・入試区分を選択し、ID・パスワードを入力のうえログイン。
※新入生（4月入学予定者）は学務課HP（マイページ）から申請しないでください。

※ID・パスワード等を忘れた場合は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

②Web入力画面に移行

「入学手続き入力内容確認」画面の上部「[●●年度●学期] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予申請を行う」のリンクをクリックし免除等申請が行えるWeb入力画面に移行。

6ページへ

①学務課HP（マイページ）のログイン

URLにアクセスし、ユーザー名・パスワードを入力のうえログイン。

https://portal.student.kit.ac.jp/ead/

② Web入力画面に移行

6ページへ

高等教育の
修学支援新制度
（新規申請）

7ページへ

高等教育の
修学支援新制度
（継続申請）
【在学生のみ】

12ページへ

入学料・授業料
徴収猶予申請

15ページへ

①申請種別の選択＆同意

手順

❶申請するをクリックします。

❷内容を確認し、チェックします。

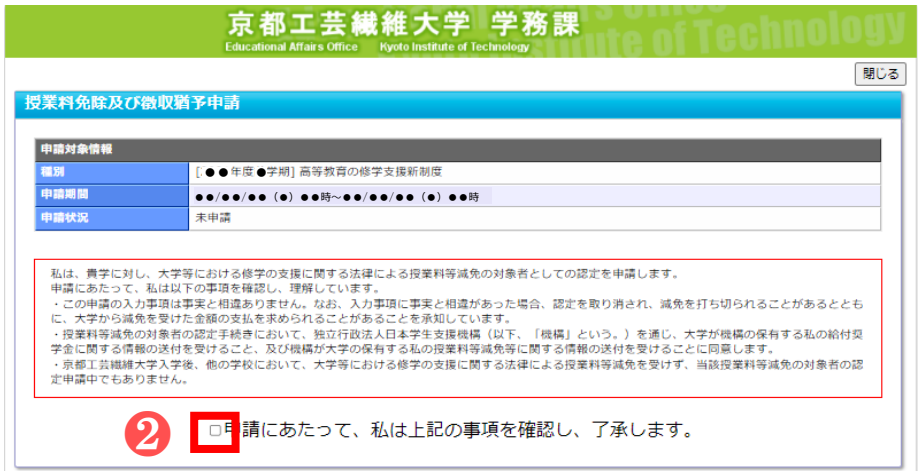

8ページへ

②申請情報の入力

❶❶

（1）高校等で予約採用に申込済みを選択した場合

❷

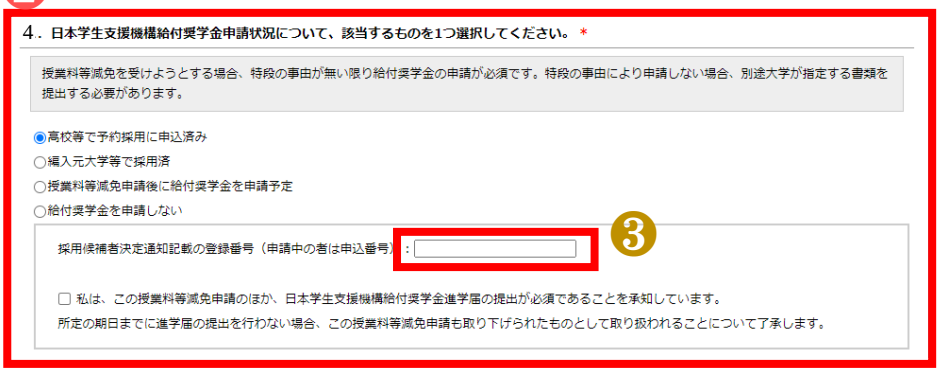

（2）編入元大学等で採用済を選択した場合

❷

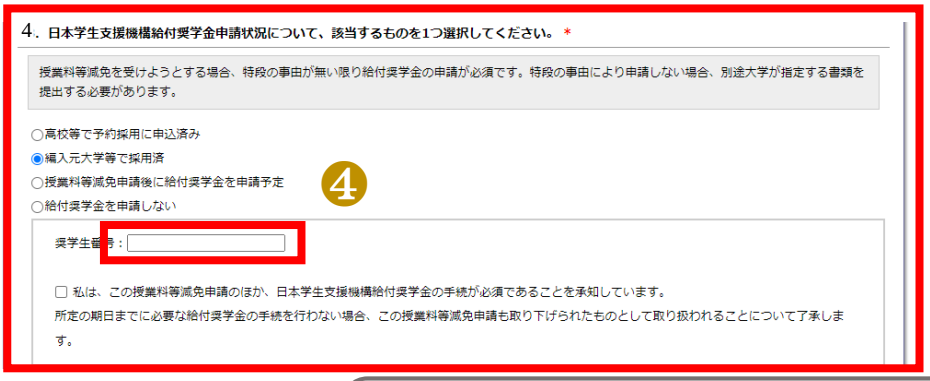

手順

❶1.-3.の設問に回答します。

❷4.の質問に回答します。（選択する回答によって表示が異なります。）

補足

❶新入生（4月入学者）のうち、Web入学手続時に「入学料免除または入学料徴収猶予を申請する」を選択回答した方は、ここでの手続き（Web入力及び書類提出）が、入学料免除の本申請にあたります。
本申請を行わない場合、入学料免除の審査対象となりません。

❷過去に大学等で「高等教育の修学支援新制度」を受けたことがある方のみ「受けたことがある」を選択してください。

❸採用候補者決定通知に記載の登録番号（申請中の者は申込番号）を入力してください。

❹編入元で採用済の奨学生番号を入力してください。

（1）（2）を選択した方は → 10ページへ
上記以外の方は → 9ページへ

②申請情報の入力

（3）授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定を選択した場合

❷

4．日本学生支援機構給付奨学金申請状況について、該当するものを1つ選択してください。 *

授業料等減免を受けようとする場合、特段の事由が無い限り給付奨学金の申請が必須です。特段の事由により申請しない場合、別途大学が指定する書類を提出する必要があります。

○高校等で予約採用に申込済み
○編入元大学等で採用済
◉授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定 ❶
○給付奨学金を申請しない

☐ 私は、特段の事由がない場合、給付奨学金への申請が必須であることを承知しています。
所定の期日までに給付奨学金の申請を行わない場合、この授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱われることについて了承します。

（4）給付奨学金を申請しないを選択した場合

❷

4．日本学生支援機構給付奨学金申請状況について、該当するものを1つ選択してください。 *

授業料等減免を受けようとする場合、特段の事由が無い限り給付奨学金の申請が必須です。特段の事由により申請しない場合、別途大学が指定する書類を提出する必要があります。

○高校等で予約採用に申込済み
○編入元大学等で採用済
○授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定
◉給付奨学金を申請しない

申請しない特段の事由： ❷

手順

❷3.の質問に回答します。（選択する回答によって表示が異なります。）

補足

❶4月に給付奨学金の申請を行わない場合、授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱われます。

❷原則として、給付奨学金を申請しなければ授業料等減免を受けられません。何らかの**特段の理由**がある場合は、その理由を入力してください。

10ページへ

②申請情報の入力

❶ ❶

5. 学修状況の計画について各項目200字～400字程度で入力してください。

5-1. 学修の目的（将来の展望を含む。） *

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容を入力してください。
（1）将来に就きたい職業(業種)があり、その職業(業種)に就くための知識の習得や資格を取得するため。
（2）興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
（3）将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

5-2. 前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを入力してください。 *

5-3. あなたは、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。 *

◉卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある
○卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない

❷

どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているかを入力してください。

一時保存

入力内容確認

❷

手順

❶4-1から4-3.の設問に回答します。

❷すべて入力し終えたらクリックします。

補足

❶各項目200字～400字で入力しないと次に進めません。

❷卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がない場合、学修意欲が無いと判断されることがあります。

11ページへ

③申請入力内容の確認

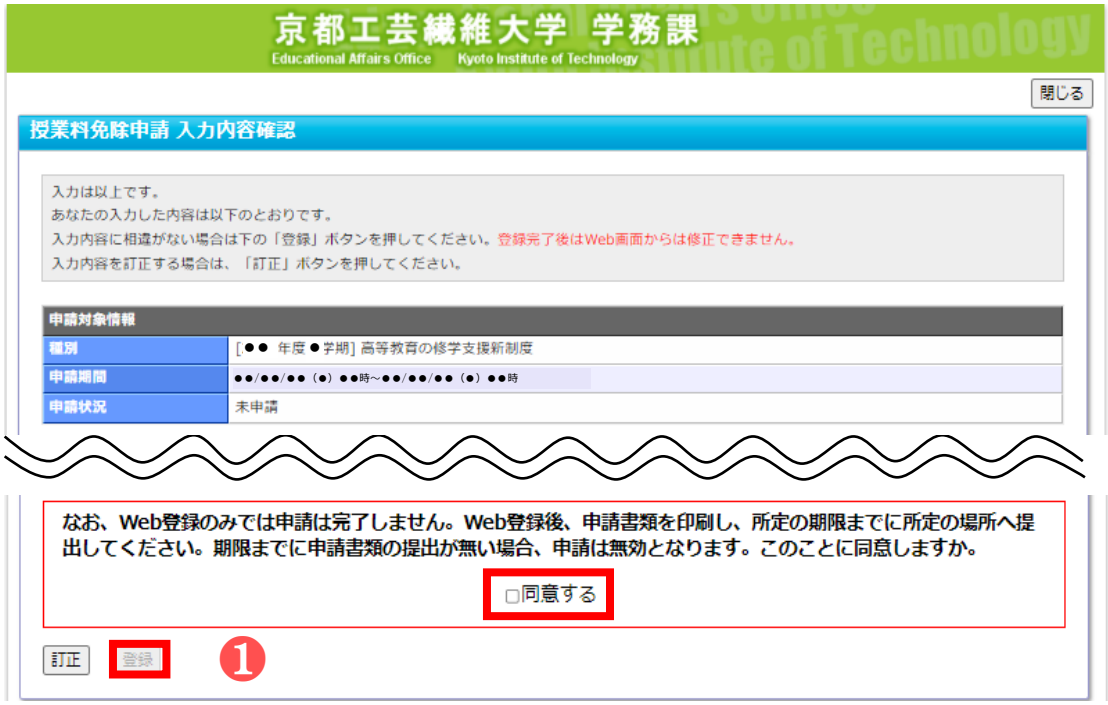

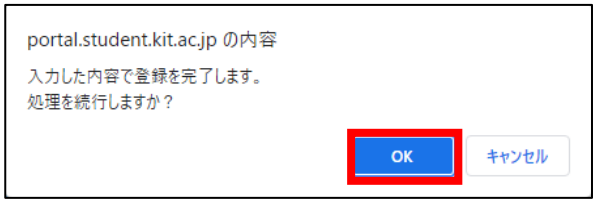

❷

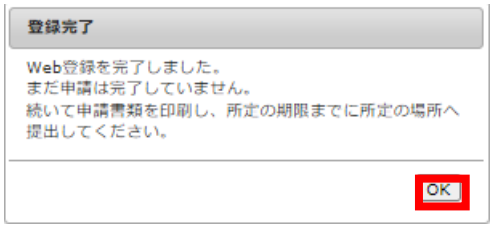

手順

❶内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
（登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください）

❷「OK」をクリックするとWeb入力完了です。

22ページへ

①申請種別の選択＆同意

手順

❶申請するをクリックします。

❷内容を確認し、チェックします。

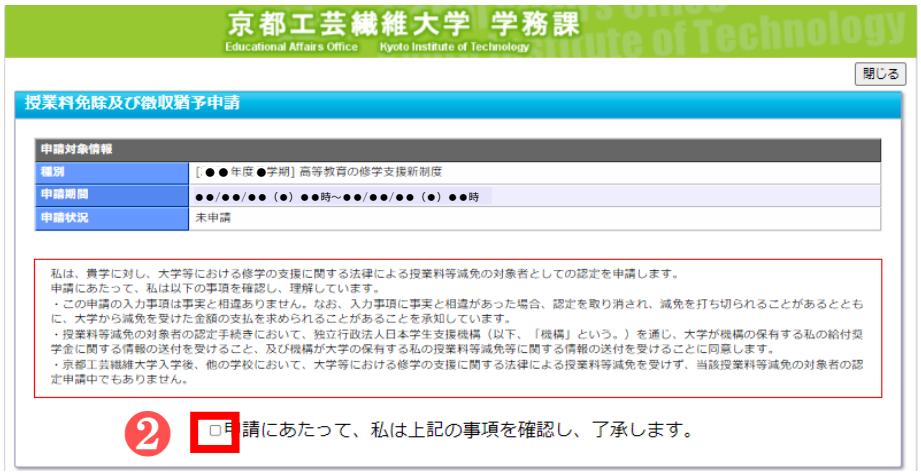

13ページへ

②申請情報の入力

❶

手順

❶1.から2.の設問に回答します。

❷すべて入力し終えたらクリックします。

補足

❶現在受給中の給付奨学金の奨学生番号（「5」から始まる11桁）を入力してください。奨学生番号は奨学生証で確認できます。
わからない場合は学生支援・社会連携課経済支援係にお問い合わせください。

❷出席率が60%以下の場合、基準を満たしていない場合、修学支援新制度を受けられません。

14ページへ

③申請入力内容の確認

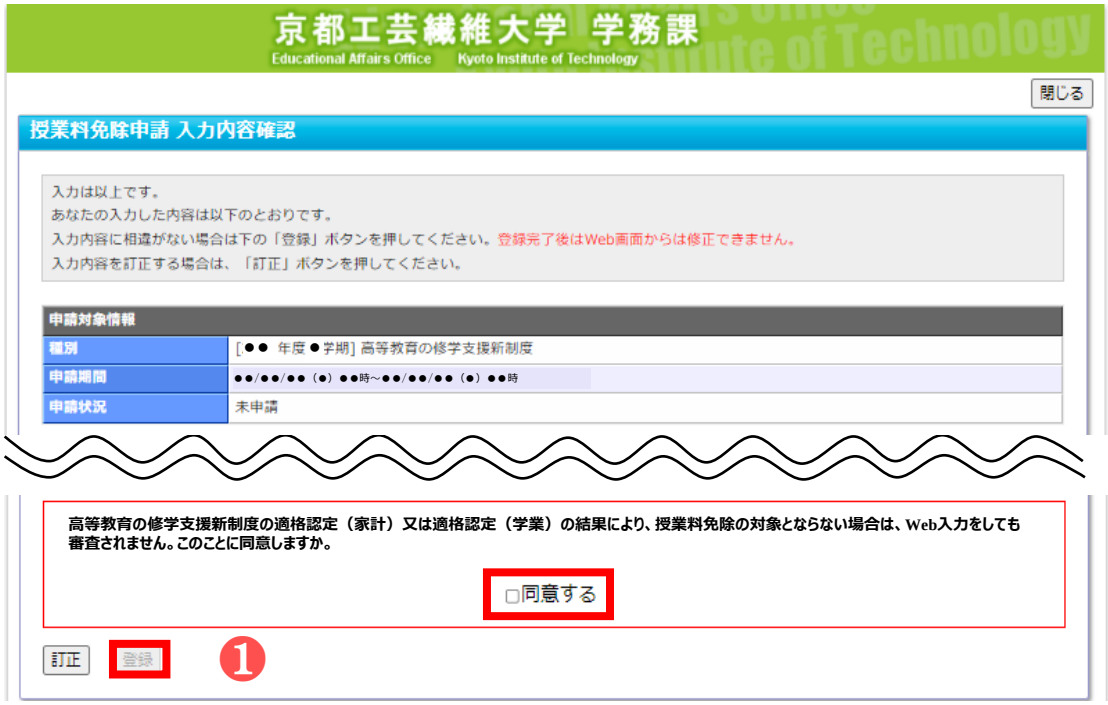

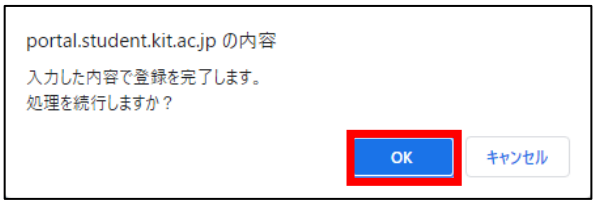

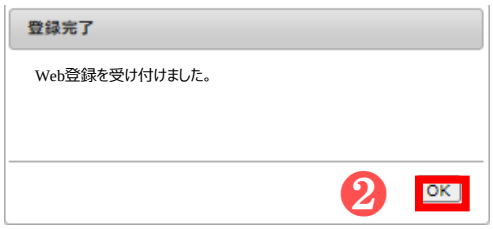

手順

❶内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
（登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください）

❷「OK」をクリックするとWeb入力完了です。

【注意】高等教育の修学支援新制度における授業料免除継続申請は、令和7年度より紙媒体での提出は不要となりました。

24ページへ

④注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールでご連絡ください。

①申請種別の選択＆同意

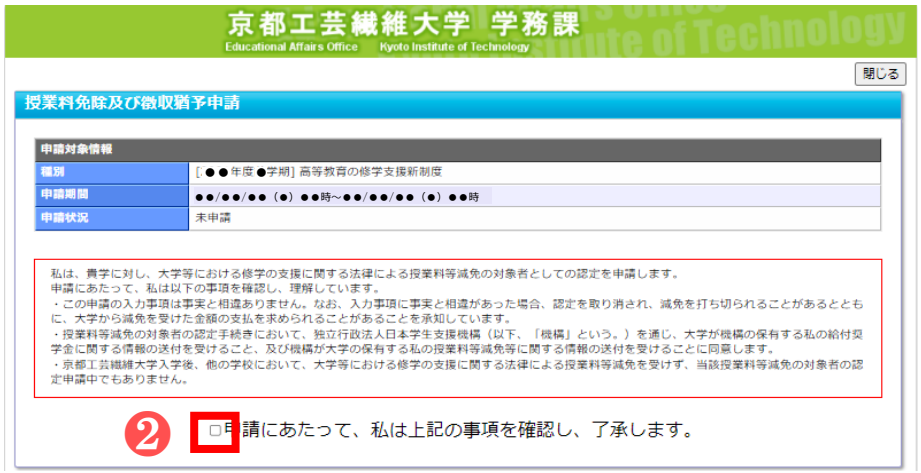

手順

❶申請するをクリックします。

❷内容を確認し、チェックします。

補足

❶「高等教育の修学支援新制度」と「授業料徴収猶予」の両方を申請することはできません。

16ページへ

②申請情報の入力

❶

申請入力情報

1. 申請区分を選択してください。 * ❶

○授業料徴収猶予のみ申請
○入学料徴収猶予のみ申請 ❷
○入学料徴収猶予＋授業料徴収猶予

2. 申請理由を入力してください。 *

申請するに至った家庭事情やその他特に説明を要する事情を具体的に入力して下さい。入力内容が少なく、免除・猶予が必要と判断できない内容の場合、免除・猶予を受けられない場合があります。

3. ●● 年10月1日以降（新入生は ●● 年4月1日以降）に、学生本人の学資を主として負担している人（以下「学資負担者」という。）が死亡したことにより、授業料（入学料）の納付が著しく困難である状況に該当しますか。 *

○該当する ○該当しない

4. ●● 年10月1日以降（新入生は ●● 年4月1日以降）に、学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難である状況に該当しますか。 *

○該当する ○該当しない

一時保存

5. あなたの世帯はひとり親世帯に該当しますか。 * ❸

ひとり親世帯とは、父子世帯・母子世帯のほか、父母と死別し、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合をいいます。該当する場合、ひとり親世帯であることの証明書の提出が必要です。

○該当する ○該当しない

手順

❶1.-5.の設問に回答します。

補足

❶新入生（4月入学者）のうち、Web入学手続時に「入学料免除または入学料徴収猶予を申請する」を選択回答した方は、必ずここで入学料徴収猶予を含む申請区分を選択してください。ここでの手続き（Web入力及び書類提出）が、入学料徴収猶予の本申請にあたります。
本申請を行わない場合、入学料徴収猶予の審査対象となりません。

❷入学料が含まれる選択肢は、入学学期のみ表示されます。

❸ひとり親世帯に該当するを選択した場合、ひとり親世帯を証明する書類を提出する必要があります。必要書類の詳細は申請要項を確認してください。

17ページへ

②申請情報の入力

❶

6-1. あなたは独立生計者に該当し、独立生計者として申請しますか。 *

独立生計者とは、主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持（注）し、以下全てを満たす人です。独立生計者として申請する場合、その事実を証明する書類を提出する必要があります。詳細は申請要項を確認してください。
・所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと
・父母（配偶者の父母を含む）と別居していること
・申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること
（注）申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなしません。

◉独立生計者として申請する
○独立生計者として申請しない

❶ ❷

6-2. 配偶者はいますか。 *

6-1. で「独立生計者として申請する」を選択した場合に回答してください。

◉有 ○無

6-3. 所得税法上の扶養状況について、いずれか１つを選択してください。 *

6-2. で「有」を選択した場合に回答してください。

○あなたが配偶者を所得税法上扶養している
○配偶者があなたを所得税法上扶養している
○あなた及び配偶者ともに所得税法上の被扶養者となっていない

6-4. 申請者の１ヶ月平均の収入及び支出を入力してください。 * ❸

6-1. で「独立生計者として申請する」を選択した場合に回答してください。

収入の合計は支出の合計と一致させてください。

収入		支出	
家族からの支援	円	住居費	円
支援者からの援助	円	光熱水道代	円
自分の預貯金	円	食費	円
定職収入	円	勉学費（書籍・文具・実習費）	円
アルバイト収入	円	衣服・日用品費	円
奨学金	円	交通費	円
その他		医療費	円
具体的内容：	円	次学期授業料積立	円
		貯金	円
		その他	
		具体的内容：	円
■収入合計	0円	■収入合計	0円

手順

❶6の設問に回答します。

補足

❶「独立生計者の考え方」を確認し、要件を満たす場合に限り独立生計者として申請してください。

❷独立生計者として申請するを選択した場合、独立生計を証明する書類を提出する必要があります。必要書類の詳細は申請要項を確認してください。

❸配偶者の収入は「具体的内容（配偶者の収入）」として入力してください。

「独立生計者」の考え方について

〈独立生計者の要件〉
主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持（注）し、以下①～③全てを満たすこと
①所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと
②父母（配偶者の父母を含む）と別居していること
③申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること
（注）申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなせません。
申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

〈独立生計者の生計維持者の考え方〉
・配偶者がいない場合 → 申請者が生計維持者（1名）
・配偶者が申請者の税法上の扶養親族である場合 → 申請者が生計維持者（1名）
・申請者が配偶者の税法上の扶養親族である場合 → 配偶者が生計維持者（1名）
・申請者及び配偶者が誰にも税扶養されていない場合 → 申請者及び配偶者が生計維持者（2名）

18ページへ

②申請情報の入力

❶

7. 生計維持者を登録してください。 *

生計維持者の考え方は下記のとおりです。詳細は申請要項を確認してください。
・父母がいる場合、原則として父母（２名）
・父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合、父又は母（１名）
・父母と死別し、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合、主たる支援者（１名）
上記にかかわらず、独立生計者の場合は下記のとおりです。
・独立生計者に該当し、配偶者がいない場合、申請者（１名）
・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者を税法上扶養している場合、申請者（１名）
・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者に税法上扶養されている場合、配偶者（１名）
・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者及び配偶者ともに税法上の被扶養者となっていない場合、申請者及び配偶者（２名）

生計維持者１ ❶

申請者が生計維持者に該当する場合は、申請者を「生計維持者１」として登録してください。申請者が生計維持者に該当する場合とは、下記に該当する場合です。
・独立生計者に該当し、配偶者がいない場合
・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者を税法上扶養している場合
・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者及び配偶者ともに税法上の被扶養者となっていない場合

☐申請者を生計維持者1とする
氏名　：
フリガナ：
続柄　：○父 ○母 ○配偶者 ○本人 ○その他（　　）
生年月日：
現住所　：

生計維持者２
氏名　：
フリガナ：
続柄　：○父 ○母 ○配偶者 ○本人 ○その他（　　）
生年月日：
現住所　：

手順

❶7の設問に回答します。

補足

❶5.の質問でひとり親世帯に「該当する」を選択した場合は、生計維持者1のみが表示されます。

19ページへ

②申請情報の入力

❶

8. 申請者、生計維持者１、２について、次の項目を入力してください。

8-1. ●● 年１月１日時点で、日本国内に住民票登録はありますか。 *

なしを選択した場合、別途書類の提出が必要です。詳細は学生支援・社会連携課経済支援係までお問い合わせください。

申請者（　　）：○あり ○なし
生計維持者１（）：○あり ○なし
生計維持者２（）：○あり ○なし

8-2. 家計急変者に該当し、家計急変者として申請しますか。 * ❶

「家計急変者」とは、令和8年1月以降に次のA～Eのいずれかの事由より家計が急変し、収入が減少した人をいいます。詳細は申請要項を確認してください。
A.生計維持者が死亡
B.生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合
C.生計維持者が失職した場合（非自発的失業に限る。）
D.生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当
　ｉ）上記A～Cのいずれかに該当
　ⅱ）被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
E.申請者が父母等による暴力等から避難するために、保護施設等へ入所等することとなった
家計急変者として申請する場合、家計急変を証明する書類の提出が必要です。詳細は申請要項をご確認ください。

申請者（　　）：◉家計急変者として申請する ○家計急変者として申請しない
生計維持者１（）：◉家計急変者として申請する ○家計急変者として申請しない
生計維持者２（）：◉家計急変者として申請する ○家計急変者として申請しない

8-3. 該当する家計急変の事由を選択してください。 *

8-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者（　　）：
生計維持者１（）：
生計維持者２（）：

8-4. 家計急変の事由が発生した年月を入力してください。 *

8-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者（　　）：20 [ ] 年 [ ] 月
生計維持者１（）：20 [ ] 年 [ ] 月
生計維持者２（）：20 [ ] 年 [ ] 月

8-5. 事由発生前の就労状況について該当するものを選択してください。 *

8-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者（　　）：○被雇用者 ○事業主 ○その他（　　）
生計維持者１（）：○被雇用者 ○事業主 ○その他（　　）
生計維持者２（）：○被雇用者 ○事業主 ○その他（　　）

8-6. 雇用保険加入状況ついて該当するものを選択してください。 *

8-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者（　　）：○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった
生計維持者１（）：○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった
生計維持者２（）：○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった

手順

❶8の設問に回答します。

補足

❶家計急変者として申請する場合は、該当事由に応じて申請要項に記載の必要書類を提出する必要があります。

20ページへ

②申請情報の入力

❶

8-7. 事由発生直前から申出時点までの就労の状況を詳しく入力してください。 *

8-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者（　　）：

生計維持者１（）：

生計維持者２（）：

8-8. 災害の内容を選択してください。 *

8-3. でDを選択した場合に回答してください。

申請者（　　）：

生計維持者１（）：

生計維持者２（）：

8-9. 申込時点での状況を選択してください。 *

8-3. でDを選択した場合に回答してください。

申請者（　　）：

生計維持者１（）：

生計維持者２（）：

8-10. 就労困難な理由を選択してください。 *

8-9. で「被災により就労困難」又は「新型コロナウィルス感染症の影響による家計が急変」を選択した場合に回答してください。

申請者（　　）：

生計維持者１（）：

生計維持者２（）：

一時保存 ❶

入力内容確認

手順

❶8の設問に回答します。

補足

❶「一時保存」では登録が完了しません。必ずWeb入力期限までに「入力内容確認」→「登録」まで行ってください。

21ページへ

③申請入力内容の確認

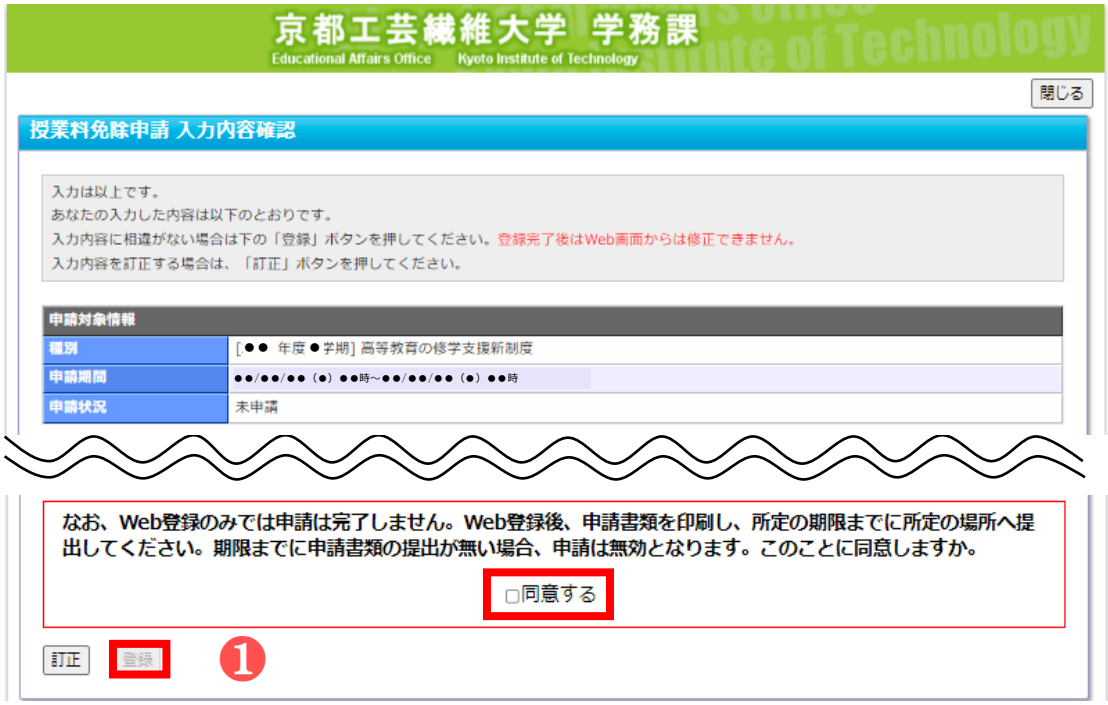

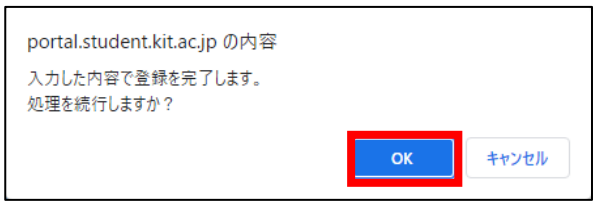

❷

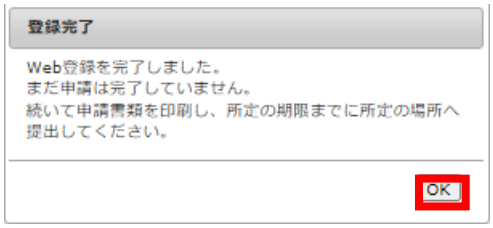

手順

❶内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
（登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください）

❷「OK」をクリックするとWeb入力完了です。

23ページへ

①申請書類等出力方法

Web入力のみでは申請は完了しません。Web入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。

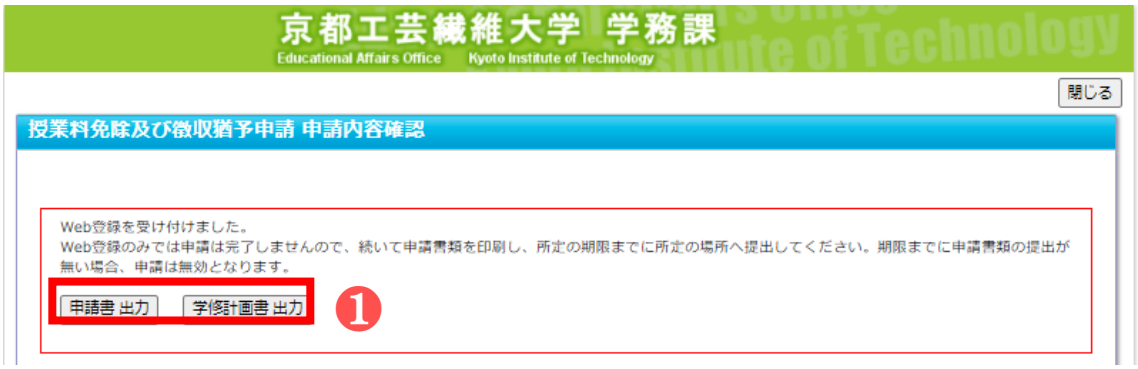

手順

1「申請書出力」「学修計画書出力」をクリックするとPDFファイルがダウンロードされます。ダウンロードしたPDFファイルをA4サイズで印刷し、申請要項に記載の書類を提出してください。

②注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールでご連絡ください。

24ページへ

①申請書類等出力方法

Web入力のみでは申請は完了しません。Web入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。

手順

❶「申請書等出力」をクリックするとzipファイルがダウンロードされます。
ダウンロードしたフォルダにPDFファイルが格納されていますので、すべてA4サイズで印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて提出してください。

②注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールでご連絡ください。

24ページへ

提出先・問合せ窓口

〒606-8585
京都市左京区松ヶ崎橋上町１番地
京都工芸繊維大学　学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）

窓口：8:30～17:00（土日及び祝日を除く）
Tel：075（724）7143/7150
E-Mail：shogaku@jim.kit.ac.jp

授業料免除等申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。
上記からの連絡には応答するようにしてください。

提出窓口　所在図

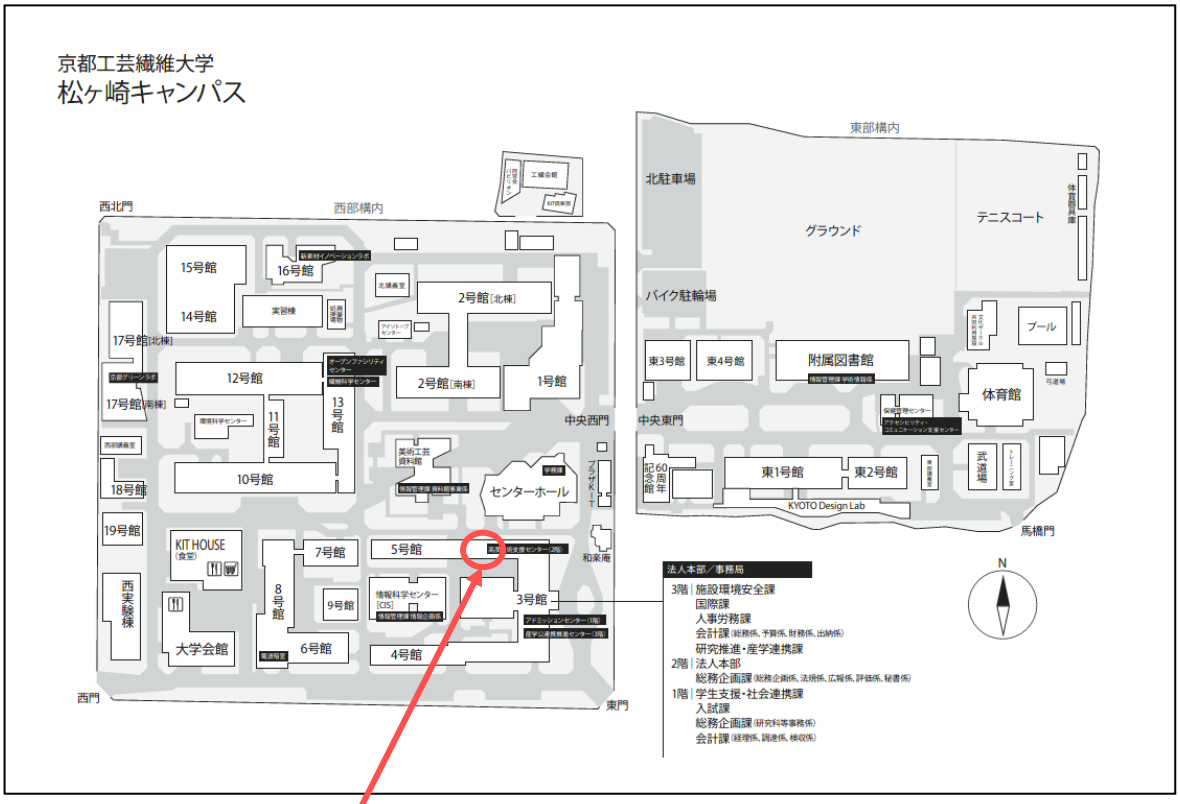

学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）